第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項(農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第4条第2項第1号)

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県の農用地等の面積(農用地区域内の農地から荒廃農地を除いた面積をいう。以下同じ。)は、都市化に伴う宅地等への転用及び荒廃農地の発生等により毎年減少を続けており、令和元年における農用地等の面積は、41,577ha(確保すべき農用地等の面積目標の達成状況等調査)であり、今後もこの減少傾向は続くものと考えられる。

しかし、将来に向けて農業生産力の維持向上を図るため、また、新鮮で安全な食料を県民に安定的に生産することができるよう、さらには、生産活動等を通じた県土の保全、水源の涵養、自然景観の維持等の多面的な機能が健全に発揮されるよう、農用地等の確保・保全に努めることが必要である。

そのためには、社会環境や営農実態の変化、地域住民の意向など地域の実情を踏まえ、関係行政機関や団体等による合意形成のもと、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を図り、長期的視野に立った秩序ある土地利用を進めることにより、農用地の確保・保全を図ることとする。

特に、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後、農用地等の保全・確保のため、平面図の作成などデジタル化を積極的に推進し、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

このようなことを踏まえ、令和 12 年において確保すべき農用地等の面積の目標は、令和元年(令和元年12月1日現在)の農用地面積41,577 ha よりも276ha 減の41,301ha と設定し、2に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、その確保を目指す。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標の設定方法

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年 確保すべき農用地等の面積の目標年は、令和 12 年とし、目標設定の基準年は、令和元年とす る。

イ 確保すべき農用地等の面積の算定の考え方

令和12年において確保すべき農用地等の面積は、平成27年から令和元年までのすう勢が令和2年から令和12年までも同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地等の面積が減少した場合の同年時点の農用地等の面積(下記①)に、同年までの施策効果等(下記②から⑤まで)を加味して設定するものとする。

- ① 令和12年の農用地区域内の農地面積のすう勢(39,997 ha)
- ② 集団的に存在する農地等の農用地区域への編入促進 (190 ha)
- ③ 荒廃農地の発生防止 (373 ha)
- ④ 荒廃農地の解消 (806 ha)
- ⑤ その他本県において独自に考慮すべき事由 (△66 ha)

(2) 令和 12 年において確保すべき農用地等の面積の目標

41,301 ha(令和元年 41,577 ha、 276ha(0.66%)の減)

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

(1) 農地の保全・有効利用

農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備、農地法(昭和 27年法律第 229 号)に基づく遊休農地に関する措置等の施策を通じ、荒廃農地の発生防止、 更には、既存の荒廃農地の解消を進め、農地の保全・有効利用を促進する。

特に本県の70%近くを占める中山間地域については、地域特性を生かした高付加価値・高収益 農業の推進や鳥獣被害対策などの農業生産振興対策を実施するとともに、地域特性に応じた基盤整 備の推進や直接支払制度を活用した集落協定の推進などの農地の基盤整備と維持・保全対策を実施 することにより、農地の適正な保全と有効活用を促進する。

(2) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、

水田の汎用化、農業用用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

特に本県においては、かんきつ園地について、平成30年7月の豪雨災害の経験を踏まえ、災害に強く生産性の高い園地への再編を推進し、全国屈指の生産規模・品質を誇るかんきつ産地として発展を目指す。また、ロボット、AI、IoT等の先端技術や5Gによる次世代通信インフラを活用したスマート農業の現場実装に向けた取組を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

本県は、急しゅんな四国山地が海岸部まで迫っている地形や瀬戸内海沿岸の平地部に人口が集中していることから、都市的な非農業的土地需要が平地部に集中する傾向がある。しかし、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本として、都市計画その他の土地利用計画との調整を図りながら、計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定に基づき実施する基礎調査等に基づいて行う必要がある。

(4) 公用公共用施設の整備との調整

国、県及び市町が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の5要件すべて満たすよう努めるものとする。

(5) 交換分合制度の活用

農業振興地域内における農地の集団化や農業経営の基盤強化に資するため、交換分合制度の活用を図る。

(6) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針、農業振興地域整備計画(以下「市町整備計画」という。)の策定、変更に当たっては、地域の振興に関する各種の計画等との調和等を図るため、関係部局との連絡調整体制を整備するとともに幅広く有識者の意見を反映させることに努める。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 東予農業地帯

本地帯は、瀬戸内海臨海工業地帯の影響を受ける地帯であって、四国縦貫自動車道、本州四国連絡橋(尾道・今治ルート)及び今治小松自動車道の開通により、将来とも都市化・工業化の進展が見込まれる地域で、農業以外の土地需要が増大しており、今後もその傾向は続くと予想されることから、都市的土地利用との調和を図りながら、無秩序な転用を抑制し、計画的な土地利用を図る必要がある。

農業生産面では基幹となる水稲生産の合理化を進めつつ、本地帯の立地条件と中国・京阪神経済圏との交流を考慮しながら、野菜(施設、露地を含めて)、果樹、花き、新たに産地化が期待されているオリーブや醸造用ぶどう等と併せて畜産の生産振興を図るものとする。平坦部においては少子高齢化に伴う農業就業人口の減少に対応した農作業等の省力化を進め、その基盤として土地条件、水利条件に応じた農業的土地利用を確保していく必要がある。

このような観点から、本地帯の土地利用の基本的な方向は、次のとおりである。

① 金生川流域、銅山川水系の導水による流域等は、農業以外の土地利用との適切な調整を図り、地域特性に応じた基盤整備を進め、引き続き農地としての利用を確保する。また関川流域の両岸平坦部の水田については、相当規模の集団農用地があるので、これらについても、ほ場整備等の基盤整備を実施することにより、中型機械化等による農作業の効率化に対応できる条件を有していることから、農地としての利用を確保することを基本とする。

なお、これらの地域の背後地にある山ろく地帯の畑については、かんきつ等の樹園地としての利用のほか、放牧地や草地として利用を推進する。

② 国領川、加茂川、中山川、大明神川、蒼社川流域等については、都市化・工業化の影響を受け、 今後も引き続いて開発圧力は大きいものと予想されるが、これらの農業以外に利用される工業団 地・住宅用地との適切な調整により、優良な農地の維持・保全等を推進し、当該農地について土 地条件、水利条件等の諸条件の整備を進めることにより、水稲、麦、野菜、花き生産等を主体と した利用を確保することを基本とする。

また、これらの平坦地から山ろくに連なる樹園地については、集団化を進めながら、かんきつ、かき、うめ等の生産団地としての利用のほか、背後にある山間部の土地については、放牧地や草地としての利用を推進する。

③ 島しょ部の農用地は、かんきつの栽培が主体となっており、樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備による軽労、省力栽培と併せ、県オリジナル品種や新たに産地化が期待されているオリーブ、醸造用ぶどうの導入を図り、本州四国連絡橋(尾道・今治ルート)を活用した観光農業等を進めながら今後も果樹等を主体とした利用を確保することを基本とする。

(2) 中予農業地帯

本地帯は、松山市、松前町を中心とする臨海工業地帯の影響と県都松山市を中心とする中央都市圏の影響を受ける地域であって、将来とも都市化・工業化の進展が見込まれる地域であり、松山市のベッドタウンとしての役割を果たすための農業以外の土地利用も進みつつあり、今後もその傾向は続くと予想されることから、都市的土地利用との調和を図りながら、無秩序な転用を抑制し、計画的な土地利用を図る必要がある。

農業生産面では、かんきつ、畜産、野菜、花き等の振興が中心であるが、かんきつについては、生産の合理化と品質の向上により、引き続き市場での優位性を確保するものとする。また、平坦部における水稲、麦、野菜等については、農業労働力の減少に対応して機械化をさらに進める必要があるので、その基礎として、土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。このような観点から本地帯の土地利用の基本的な方向は次のとおりである。

① 立岩川流域、重信川流域等を中心に広がる道後平野は、都市化・工業化の影響を大きく受けている地域ではあるが、本県で最も大きな水田地帯が展開しており、土地条件、傾斜条件、団地条件にすぐれており、今後の大型ないし中型の機械化に対応できる諸条件を有していることから、ほ場整備等による大区画化、水田の汎用化等の整備をさらに進め、引き続き水稲、麦、野菜、花き等を主体とした利用を確保することを基本とする。

また、この平坦部に接続する山ろく一帯の樹園地については、樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備による軽労、省力栽培と併せ、県オリジナル品種の導入を図り、かんきつ及び落葉果樹栽培の果樹等を主体とした利用を確保することを基本とする。

② 伊予郡の一部や久万高原町の山間畑作地帯については、都市化・工業化の影響の少ない地域である。しかし、その反面、集団的な農用地に恵まれないため、久万川の流域等に存在する水田については、農業生産基盤整備により、水稲及び高原野菜栽培等を主体とした利用を推進し、スマート農業等省力栽培技術の導入を図る。このほかに点在する水田については、飼料作物、放牧地や草地等の生産を主体とした利用を推進することとし、その他農用地については、落葉果樹、茶等の樹園地としての利用を推進する。

(3) 南予農業地帯

本地帯は、四国山地の支脈が海岸線まで迫っているので、平坦部が少なく、一部の盆地を除いては、そのほとんどが急傾斜地域であり、これらの条件に制約され、東予・中予農業地帯と比較して、都市化・工業化の影響が少ない、いわゆる純農村的色彩の濃い地域である。しかし、高速道路の延伸、国道 56 号の整備、中予地域との経済交流、九州・四国連絡フェリーによる九州経済圏との交流等を考慮すると、将来、農業以外の土地利用も見込まれることから、こうした都市的土地利用との調和を図りながら、無秩序な転用を抑制し、計画的な土地利用を図る必要がある。

農業生産面ではかんきつ、酪農、肉用牛、養豚を主体とする畜産、水稲、季節野菜等の振興が中心になっているが、かんきつについては他の地帯に比較して特に急傾斜地が多いため、園地の緩傾斜化や農道・園内道の整備による生産基盤の更なる省力化に取り組むとともに、集出荷場等も含めた事業継続計画なども推進する。

酪農については、肱川流域等において自給飼料の増産に向けた草地整備や公共牧場を活用した優良後継牛の増頭を推進し、県内最大の畜産産地として、補助事業の活用による施設・機械整備等を通じて、産地の維持・発展に取り組む。

水田については、特に本地帯は湿田が多かったことから、土地改良事業による総合的な基盤整備を進めてきており、今後も新品種の導入や主食用米の需要に即した生産に努めるとともにスマート農業を推進し、高度な土地利用を図る。

このような観点から、本地帯での土地利用の基本的な方向は次のとおりである。

① 肱川河口の長浜から大洲盆地にかけては、工場誘致や大型スーパーマーケット等の出店による工業化・都市化の影響がみられるが、この地帯においては、ほ場整備、農道等の基盤整備が実施された優良水田が多いことから、将来においても水稲、野菜生産等を主体とした利用を確保していくことを基本とする。

また、瀬戸内海に面した旧長浜町から旧保内町に至るベルト地帯の樹園地にあっては、樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備による軽労、省力栽培と併せ、県オリジナル品種の 導入を図り、かんきつ生産を主体とした利用を促進する。

大洲市を中心に実施された国営総合農地開発事業により開発された造成地については、落葉果樹及び草地等を主体とした利用を推進するほか、その他の山間部にある農用地についても、キウイフルーツ、ぶどう、かき、くり等の樹園地及び放牧地等を主体とした利用を確保していくことを基本とする。

② 宇和海に面した八幡浜市から宇和島市に至る海岸線のベルト地帯及び三崎半島については、いずれもその大部分がかんきつの生産団地として利用されている。また、品質向上のための防除、かん水施設等については、本地帯のほぼ全域において整備がなされており、今後、樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備による軽労、省力栽培と併せ、県オリジナル品種の導入を図り、国内屈指のかんきつ生産団地としての土地利用を推進する。

また、宇和川流域の宇和、野村の両盆地、三間川、広見川流域の鬼北盆地等の水田については、総合的な農業生産基盤整備事業等により、ほぼ全域で整備は完了しており、大型農業機械を利用した効率的な生産性の高い二毛作による営農形態となっていることから、今後とも必要な補完整備等を行い、同様な形態による土地利用を推進することを基本とする。また、これら平坦地の背後にある中山間地帯の農用地にあっては、ぶどう、ゆず、くり、もも、茶等の果樹等を主体とした利用を推進するほか、放牧地や草地等としての利用も推進する。

③ 宇和島以南、愛南町に至る海岸段畑地帯については、水源開発の可能性、土地条件、気象条件等を考慮し、果樹等の作付適地については、主力品種「河内晩柑」等のかんきつを主体とした利用を推進するほか、露地野菜及び施設野菜等の畑作利用を推進する。

また僧都川流域の水田については、県営ほ場整備事業等により基盤が整備されており、今後も 水田の有効利用と農業所得の向上を目指し、長期安定出荷ができるブロッコリー等、地域の特色 を生かした高収益野菜を推進する。なお、立地条件の劣悪な段畑については、今後の労働力の減 少等も考慮して他作目への転換を進めるものとする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項(法第4条第2項第2号)

(指定予定地域)

農 業 地 帯 名	指定予定地 域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模(ha)	備考
東予 農業 地帯	今治地域(今治市)	今治市のうち、都市計画法の市街化区域、用途地域及び地区計画の区域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに 農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 27, 189 (農用地面積 5, 080)	
	新居浜地域(新居浜市)	新居浜市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 7,808 (農用地面積 1,116)	
	西条地域(西条市)	西条市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域、 港湾法の港湾隣接地域並びに農用地等として利用できない 森林地帯等を除く区域	総面積 23,021 (農用地面積 6,667)	
	四国中央地域(四国中央市)	四国中央市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の 区域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く 区域	総面積 25,719 (農用地面積 2,078)	
	上 島 地 域 (上 島 町)	上島町のうち、港湾法の港湾隣接地域及び農用地等として 利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,935 (農用地面積 363)	
	東予農業地帯計(5地域)		総面積 85,672 (農用地面積 15,304)	
農業地帯名	指定予定地 域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模(ha)	備考
中予 農業 地帯	松山地域(松山市)	松山市のうち、都市計画法の市街化区域及び地区計画の区域、港湾法の港湾隣接地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 25,635 (農用地面積 8,216)	
	伊 予 地 域 (伊予市)	伊予市のうち、都市計画法の市街化区域及び地区計画の区域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 13,443 (農用地面積 3,108)	
	東 温 地 域 (東温市)	東温市のうち、都市計画法の市街化区域及び地区計画の区域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 11,418 (農用地面積 1,901)	
	久 万 高 原 地 域 (久万高原町)	久万高原町のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の 区域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く 区域	総面積 29,268 (農用地面積 1,321)	
	松前地域(松前町)	松前町のうち、都市計画法の市街化区域及び地区計画の区域を除く区域	総面積 1,646 (農用地面積 884)	
	低 部 地 域 (砥部町)	砥部町のうち、都市計画法の市街化区域及び地区計画の区域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 9,781 (農用地面積 618)	
	中予農業地帯計(6地域)		総面積 91,191 (農用地面積 16,048)	

農業地帯名	指定予定 地 域 名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模(ha)	備考
南予 農業 地帯	宇和島地域(宇和島市)	字和島市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、港湾法の港湾隣接地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 26, 498 (農用地面積 6, 332)	
	八幡浜地域(八幡浜市)	八幡浜市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域 並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 11,797 (農用地面積 3,384)	
	大洲地域(大洲市)	大洲市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域、 港湾法の港湾隣接地域並びに農用地等として利用できない 森林地帯等を除く区域	総面積 36,659 (農用地面積 3,960)	
	西 予 地 域 (西 予 市)	西予市のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域並 びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 36,219 (農用地面積 5,432)	
	内 子 地 域 (内 子 町)	内子町のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域並 びに農用地等として利用できない森林地帯等を除く区域	総面積 18,290 (農用地面積 2,080)	
	伊 方 地 域 (伊方町)	伊方町のうち、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに農 用地等として利用できない森林地域等を除く地域	総面積 7,507 (農用地面積 2,663)	
	松野地域(松野町)	松野町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除 く区域	総面積 3,916 (農用地面積 706)	
	鬼 北 地 域 (鬼 北 町)	鬼北町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除 く区域	総面積 15,330 (農用地面積 1,248)	
	愛 南 地 域 (愛南町)	愛南町のうち、都市計画法の用途地域及び地区計画の区域、 自然公園法の国立公園の特別保護地区並びに農用地等として利用でき ない森林地帯等を除く地域	総面積 8,145 (農用地面積 1,495)	
	南予農業地帯計 (9地域)		総面積 164,361 (農用地面積 27,300)	
ļ	県 計 (20 地域)		総面積 341, 224 (農用地面積 58, 652)	

- 注1 指定予定地域名、市町名、指定予定地域の規模:令和元年12月31日現在
- 2 表中の農用地面積は、農業振興地域内の農用地(田・畑・採草放牧地)をいい、農用地区域内と 農用地区域外(農振白地)の合計面積である(令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調 査より)。

第3 基本的事項(法第4条第2項第3号)

1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項(法第4条第2項第3号イ)

本県における農業生産基盤の整備及び開発は、農業上の土地利用の基本的方向に基づき、新たな食料・農業・農村基本計画や平成30年7月豪雨災害からの創造的復興への対応とあわせて、全般的に立ち遅れている水田の整備、かんきつに特化した農業生産、7割を占める中山間地域、急しゅんな地形・ぜい弱な地質等本県の特徴を踏まえ、地域の特性にあわせた農業担い手対策、中山間地域の振興に重点を置いた土地改良事業を中心として充実強化する。また、将来予測される気温の上昇等の影響を踏まえ、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせ、効率的な農業用水の確保・利活用を推進する。

(1) 農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア 東予農業地帯

「農地」

- ① 越智、今治の海岸部や島しょ部を中心とする樹園地域に対しては、担い手の育成・強化を 図るため、生産性の向上、スマート農業等省力栽培技術の導入による軽労働化、経営規模の拡 大等を目的とした樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備や防除・干害防止を目的 とする営農用水の確保を中心に総合的な基盤整備を行う。
- ② 宇摩、新居、周桑及び今治の平坦部を中心とする水田地域に対しては、認定農業者の確保や集落営農の推進を図るため、農地の集積、水田のはん用化及び冬期かんがい用水の活用など良好な営農条件を確保するための生産基盤整備を進める。
- ③ 全域において、農業用水の確保のため、老朽ため池の計画的な改修を進める。
- ④ 国営及び県営事業により造成された農業水利施設については、営農の実態や土地利用を考慮した機能改良を計画的に実施するとともに、適切な保全に努める。
- ⑤ 過疎化・高齢化等の著しい進行に伴い集落機能等が低下し活性化が必要となっている中山間 地域については、地元のニーズに沿った棚田整備、農道や農業水路の整備等中山間地農業の振 興に取り組む。

「採草放牧地」

乳牛、肉牛等の生産振興を図るため、草地造成並びに放牧利用施設の整備を図る。

イ 中予農業地帯

「農地」

- ① 温泉、松山及び伊予の山ろく並びに島しょ部を中心とする樹園地域に対しては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、スマート農業等省力栽培技術の導入による軽労働化、経営規模の拡大等を目的とした樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備や防除・干害防止を目的とする営農用水の確保を中心に総合的な基盤整備を行う。
- ② 都市近郊平坦部を中心とする水田地域に対しては、認定農業者の確保や集落営農の推進を図るため、水田のはん用化や冬期かんがい用水の活用など良好な営農条件を確保するための生産基盤整備を進める。
- ③ 全域において、農業用水の確保のため、老朽ため池の計画的な改修を進める。
- ④ 国営及び県営事業により造成された農業水利施設については、営農の実態や土地利用を考慮した機能改良を計画的に実施するとともに、適切な保全に努める。
- ⑤ 過疎化・高齢化等の著しい進行に伴い集落機能等が低下し活性化が必要となっている中山間 地域については、地元のニーズに沿った棚田整備、農道や農業水路の整備等中山間地農業の振 興に取り組む。

「採草放牧地」

乳牛、肉牛等の生産振興を図るため、草地造成並びに放牧利用施設の整備を図る。

ウ 南予農業地帯

「農地」

① 西宇和から南宇和にかけての海岸地帯を中心とする樹園地域に対しては、担い手の育成・

強化を図るため、生産性の向上、スマート農業等省力栽培技術の導入による軽労働化、経営 規模の拡大等を目的とした樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備や防除・干害 防止を目的とする営農用水の確保を中心に総合的な基盤整備を行う。

- ② 宇和の平坦部を中心とする水田地域に対しては、認定農業者の確保や集落営農の推進を図るため、農地の集積や水田のはん用化など良好な営農条件を確保するための生産基盤整備を進める。
- ③ 全域において農業用水の確保のため、老朽ため池の計画的な改修を進める。
- ④ 国営及び県営事業により造成された農業水利施設については、営農の実態や土地利用を考慮した機能改良を計画的に実施するとともに、適切な保全に努める。
- ⑤ 過疎化・高齢化等の著しい進行に伴い集落機能等が低下し活性化が必要となっている中山間 地域については、地元のニーズに沿った棚田整備、農道や農業水路の整備等中山間地農業の振 興に取り組む。

「採草放牧地」

乳牛、肉牛等の生産振興を図るため、草地造成並びに放牧利用施設の整備を図る。

(2) 広域整備の構想

広域的な生産基盤の整備については、地域の実情、経済的条件から広域的な事業を推進することがより効果的な、農業水利施設の保全、樹園地の再編整備等について、市町整備計画と有機的な連携を保つよう配慮しつつ推進するものとする。

ア 農業水利施設の保全

農業用水の安定的供給を確保するため、国営及び県営事業により造成された基幹的農業水利施設について、営農の実態や土地利用を考慮した機能改良を計画的に実施するとともに、適切な保全に努める。

イ 樹園地の再編整備

国営及び県営事業により造成された基幹的農業水利施設の受益地を中心として、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、スマート農業等省力栽培技術の導入による軽労働化、経営規模の拡大等を目的とした樹園地の緩傾斜化、園内作業道の整備等の再編整備を進める。

2 農用地等の保全に関する事項(法第4条第2項第3号ロ)

(1) 農用地等の保全の方向

農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、生産活動等を通して県土の保全、水源の涵養、自然景観の維持等の多面的な機能を有しており、その機能の健全な発揮が期待されている。しかし本県は、急傾斜や水利に恵まれないなど、農業の生産条件が不利な農用地が多く、担い手の減少や高齢化の進行等もあいまって、荒廃農地が増加していることから、多面的機能支払交付金を活用した農地等地域資源の適切な保全管理に取り組む共同活動の支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用等により、その発生を防止するとともに、荒廃農地や遊休農地の解消に努める。また、日本型直接支払制度の積極的な活動を推進し、多面的機能の増進と担い手の負担軽減に取り組み、農業生産力の維持・向上を図る必要がある。

また、農業生産条件の不利性を克服し、荒廃農地の発生を防止するためには、土地条件や生産条件に応じたスマート農業等省力栽培技術の導入と生産基盤の整備を推進するとともに、近年、深刻化している鳥獣害の対策に積極的に取り組む必要があり、さらに、温室効果ガスの排出削減を含め、環境への負荷を軽減する環境保全型農業の推進に努め、多面的機能の健全な発揮に資する必要がある。

一方、本県は、赤ホヤやマサ土等の特殊土壌が広く分布し、地質がぜい弱であり、また、急しゅんな地形条件のため農用地が海岸に迫っていることなどから、大雨や台風等による災害が発生しやすい状況にある。今後、気候変動により激甚化・頻発化が懸念される気象災害(大雨や強い台風、高潮等による被害)、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等による大規模災害に備え、農用地の維持・保全を図るためには、今後とも、ため池の改修や耐震化等のハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、計画的かつ総合的な防災・減災対策を推進する必要が

ある。また、農用地の維持・保全を図る上で重要な役割を担っている土地改良 施設についても、適正な維持・管理に努める必要がある。

(2) 農用地等の保全のための事業

ア 防災施設整備等の事業

- ① 県土の保全と農業生産の安定化のため、危険度や緊急性を考慮しながら、地すべり対策や土 壌浸食対策等の農地保全対策を計画的に実施する。
- ② 施設の老朽化や危険性の度合いを考慮し、ため池等の計画的な改修整備を推進するとともに、 災害の未然防止のための適正な維持管理を図る。
- ③ 海岸地域の農地を高潮等の災害から守るため、海岸保全長期計画に沿った保全施設の整備を 推進するとともに、瀬戸内海沿岸の風光めいびな海岸線を保全・活用するため、養浜や修景整 備など海岸環境の整備を進める。

イ 土地利用計画に基づく基盤整備

土地利用の秩序化のために総合的な土地利用計画を策定し、低利用農地や耕作放棄地の再整備、 有効活用等を織り込み、計画的、一体的に生産基盤を整備するとともに、特に棚田、段畑につい ては、地形条件や営農条件に適合した生産基盤を整備する。

ウ 土地改良施設の維持管理と利活用

- ① 土地改良施設の定期的な点検の強化を図るとともに、機能維持のための適切な改修整備を進める。
- ② 土地改良施設の管理組織の充実強化を図るため、土地改良区の統廃合等による運営基盤強化を進めるとともに、管理技術者の指導・研修など管理能力の向上に対する支援を行う。
- ③ 土地改良施設の重要性について、地域住民の理解を得るとともに、施設管理のための地域ぐるみの取組を促進するため、協定制度の積極的な活用等を図ることにより、地域の実情に応じた管理体制づくりを進める。

エ 環境保全型農業の推進

環境と調和した農業を推進するため、土づくりの強化や化学肥料・農薬による環境負荷の軽減対策を行い、エコえひめ農産物栽培の導入推進、さらには環境保全や労働安全につながる国際水準GAP等の取り組み等を促進し、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献する環境にやさしい農業を推進する。

(3) 農用地等の保全のための活動

中山間地域等における支援及び地域ぐるみで農地保全に関する共同活動を推進することにより、 集落協定等に基づく農業生産活動や多面的機能の維持増進活動などを通じて、荒廃農地の発生防止 や農地中間管理機構が借受けできる農地については、農地中間管理事業を活用することにより、荒 廃農地の発生防止を図るとともに、荒廃農地の農用地への解消を図る。また、荒廃農地のシバ草地 化や里山等を活用した肉牛の放牧など、荒廃農地の解消や未利用地の有効利用を促進するとともに、 農用地への復旧や農林業施設用地等としての活用が困難な荒廃農地については、植栽による景観形 成など、地域の実情に即し、地域資源としての多面的な利用を推進する。

さらに、農業の役割と多面的機能に関する各種普及・啓発活動を展開し、県民の理解を得て棚田等の農林地保全のボランティア活動への支援に対する合意形成や民間資金の導入を図るとともに、住民団体の自主的な活動やネットワーク化の支援など、円滑な県民参加システムの構築を図る。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進に関する事項(法第4条第2項第3号ハ)

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的か つ総合的な利用の促進の方向

本県の農業生産の増大と生産性の向上を目指すためには、土地資源の有効利用を基本としつつ、中心経営体等多様な担い手への農地利用の集積・集約化による土地利用型農業の規模拡大を図る必要がある。

このため、県下各地域の特性を生かした営農類型を目標に、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業等を中心として各種農地流動化方策を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。

また、集落機能の活用等を通じて、集落営農組織等が地域の農用地は自ら管理してその有効利用を図るという合意を基礎として、作付地の集団化、不作地の解消、裏作の導入等の農用地の利用度の向上、農作業の共同化、機械の共同利用等の農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携等の地力の維持増進等を促進するものとする。

なお、このような視点に立つと、農用地利用改善団体を育成し、その活動の定着化を図るとともに、この農用地利用改善団体による農用地の利用調整活動等を基礎として農用地等の効率的かつ総合的な利用を推進する必要がある。

(2) 農業地帯別の構想

ア 東予農業地帯

本地帯は、水稲、果樹、畜産、野菜を中心に発展してきたが、今後は本四連絡橋や高速道路網を生かした有利な社会経済条件下での生産性の高い営農の推進が必要である。

新居、周桑、今治の平坦部は、水稲と施設野菜あるいは露地野菜を、また宇摩にあっては、水 稲+いも類を中心とした露地野菜の経営が主体的に進展するものと思われる。

周桑、今治の山ろくにあっては、立地条件を生かした水稲+果樹や、水稲+露地野菜の複合経営を振興する。

また、越智、今治の海岸部や島しょ部では、中晩柑、施設中晩柑等の果樹を主体とした経営を推進する。

畜産については宇摩の山ろく、周桑を中心に、鶏、豚の専業経営、宇摩、周桑、今治の平坦部 にあっては、酪農、肉用牛を主幹とした土地利用型畜産経営を推進する。

一方、本地帯は、都市化や兼業化が進展し、農用地の遊休荒廃化が予想されるので、これら農 用地を担い手農家等へ集積し、組織営農による水稲、麦、大豆等土地利用型農業を推進し、農用 地の高度利用を促進する。

イ 中予農業地帯

本地帯のうち、兼業化や農業就業者の高齢化等による耕地利用率の低下が予想される都市近郊 平坦部にあっては、農用地の流動化を図りながら、露地野菜、施設野菜・花き等の集約的農業経 営を進めるとともに、中心的経営体等多様な担い手等への土地集積を図り、水稲、大豆、裏作麦 等土地利用型農業を促進する。

また、過疎化の進行している上浮穴、伊予等の山間部にあっては、担い手農家等を軸に高齢者の技術を活用しなが水稲と雨よけ野菜、露地野菜、くり等を加えた複合経営の確立を推進する。さらに、温泉、松山及び伊予の山ろく並びに島しょ部においては、うんしゅうみかん、中晩柑、施設中晩柑等を主体としたかんきつ経営やぶどう、キウイフルーツ、もも等落葉果樹を加えた果樹複合経営を推進する。

一方、畜産については、都市化に伴う住宅化の進展や農業従事者の高齢化に伴い飼育戸数の減少が予想されるが、松山市近郊の鶏、四国山地の中山間地域を中心とした肉用牛の安定的畜産経営を進めることが必要である。

ウ 南予農業地帯

本地帯は本県の主要農業地帯であり、水稲、野菜、果樹、葉たばこ等多様な作目が生産されており、将来ともに農業構造の改善や生産の再編成を積極的に進める必要がある。

このうち生産条件の恵まれている宇和、鬼北等の平坦部においては、水稲を主幹に麦、大豆、 飼料作等、土地利用型の農業を推進するとともに、野菜、花き、落葉果樹等集約的な作物を組み 合わせた複合経営を振興する。

一方、西予、大洲喜多の山間部にあっては、基盤条件の整備を進めるとともに、地域性を生か し、水稲と野菜、畜産、たばこ、ゆず、落葉果樹等を有機的に組み合わせた多様なタイプの複合 経営の発展を図る。

また、気候の温暖な西宇和から南宇和にかけての海岸地帯では、うんしゅうみかん、甘平、ポンカン、不知火、清見、河内晩柑、ブラッドオレンジ、施設かんきつを中心とした果樹経営のほか、有利な自然条件と水田を有効利用したサトイモやブロッコリー等の生産拡大を進め、園芸複合農業を推進する。

また、本地帯は本県の畜産の拠点として発展してきたが、今後も大洲喜多、西予、鬼北を中心に飼料生産基盤の整備拡大を図り、生産性の高い酪農、肉用牛経営を推進するとともに養豚経営

の安定的推進を図る。

目標営農類型を示すと、おおむね次のとおりである。

経	営体別		営	農	類	型	別	経営規模
沿岸	個別経営体	土地利用型	! うんしゅ	うみかん				2. 2ha
			甘平+レ	よかん+フ	下知火+優	良中晩柑		2. 2ha
島しょ			うんしゅ フルーツ	うみかん-	+甘平+レヽ	よかん+優	憂良中晩柑+キウイ	1. 6ha
部			うんしゅ	うみかん-	+甘平+ぽ	んかん+優		1. 7ha
			清見+甘	夏柑+不知	和火+優良	中晩柑		2.8ha
			河内晚村	十十甘夏柑-	+不知火			2. 9ha
		施設型		甘+施設愛 +優良中晚		8号 (紅まる	どんな) +いよかん	1. 7ha

縚	医営体別		営	農	類	型	別	経営規模										
平	個別経営体	土地利用型	水稲+麦	+大豆+水	稲作業受託			16.0 ha										
地部			さといも	+水稲+麦				8.0 ha										
ΗЬ			レタス+	水稲+麦				5.0 ha										
			ほうれん	そう+水稲				10.0 ha										
		ブロッコリー+水稲 夏秋なす+水稲 たまねぎ+水稲 甘平+いよかん+不知火+優良中晩柑 うんしゅうみかん+甘平+いよかん+優良中晩柑+キ フルーツ						İ					ブロッコリ	リー+水稲				13.0 ha
							夏秋なすー	⊢水稲				5.4 ha						
				12.0 ha														
				2.2 ha														
				うみかん+†	す平十いよれ	かん+優良「	中晩柑+キウイ	1.6 ha										

経	営体別			営	農	類	型	別	経営規模	
平地	個別経営体	施設			ルしゅうみ7 暖果試第28			かん+施設中晩柑	1.5 ha	
部				施設高設は	施設高設いちご+水稲					
				施設きゅ	うり+水秤	道			6.9 ha	
				施設トマ	・ト+水稲				6.9 ha	
				施設アス	パラガス-	+水稲			7.0 ha	
				施設バラ	「ロック」	ナール)			0.4 ha	
				施設デル	/フィニウ	ム+枝物(ネ	花木)+夏和	 伙きゅうり	1.0 ha	
				施設花壇	苗				0.4 ha	
	組織経営体	土地利用	型	水稲+麦	十大豆+ス	水稲作業受	託		55.0 ha	

経	営体別	旨	営	農	類	型	別		経	営		規	模
県全	個別経営体	畜	産	酪農				経産牛5	50頭	育成牛;	25頭	飼料作	乍物5.0ha
並域				肉用牛	(繁殖	直一貫)		繁殖牛	• 子牛	18頭 丿	肥育牛	-56頭	飼料作物3.8ha
畜			•	肉用牛	(肉専	用種肌	四育)	肉用牛1	.25頭	飼料作	三物2.	2ha	
産				肉用牛	(交雑	鍾肥育	育一貫)	肉用牛25	50頭	飼料作	物3.0	ha	
			•	養豚 (-	一貫)			種雌豚1	.60頭	肥育肠	ќ1, 60	0頭	
				養鶏(持	采卵鶏	<u> </u>		成鶏30,	[[[育成	鶏15,	[[[
				養鶏(ブロイ	・ラー)		ブロイ	ラー40	, 000羽			

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項(法第4条第2項第3号二)

(1) 農業近代化施設整備の方向

本県の農業生産を担う農業労働力は都市化、工業化等生産構造の変化に伴い減少の一途をたどり、 単に東予、中予などの都市周辺地域のみにとどまらず、南予のいわゆる純農村地域にも及びつつあ り、産業間、地域間の所得格差等とも関連して、今後とも一層深刻化することが予想されている。 このような情勢に対処して本県農業を京浜、京阪神地帯に対する安定した生鮮食料品生産供給基 地として育成し、また、農業経営の安定を図るためには、需要の増大が見込まれる園芸、畜産部門 の振興とあわせて水稲生産の合理化を推進する等、これらを通じて農業経営の規模の拡大を図る必 要がある。

このためには、農用地の計画的な利用及び土地基盤の整備と相まって、農業生産の専門化、協業化等近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入、先端ICTを活用したスマート農業などの導入促進、農業生産近代化施設の整備を図る一方、国内の消費者・実需者ニーズや海外への販路拡大を見据えた流通体制の確立、流通加工施設の計画的な配置及び整備を推進する必要がある。

なお、農業廃棄物処理施設についても、公害防止等環境の保全に留意しつつ整備を進める。 以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的な方針を示せば、次のとおりで ある。

(2) 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

ア 東予農業地帯

本地帯の農業生産は、ますます都市近郊的性格を強め、かんきつ、中小家畜、野菜等の成長作目を中心とした資本集約的農業による産地形成が促進されることが予想される。また基幹である稲作については、生産性の向上、良質米の主産地としての形成が強く要請される。

このため、本地帯における重点作目としては、水稲、麦類、大豆、うんしゅうみかん、中晩柑、キウイフルーツ、葉たばこ、鶏、豚、乳牛、肉用牛及び施設・露地野菜のほか、局地的には、かき及び花きが上げられ、今後における農業技術、生産体制の在り方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

- ① 水稲:稲作の基本的方向は、省力化を基調とした生産性の高い稲作経営の確立であり、このため、道前平野部の稲作を中心に機械化共同作業など、生産の組織化を前提に、大型機械体系あるいは中型機械体系の導入による省力栽培を推進する。さらに農協が主体となってカントリーエレベーター若しくはライスセンターの整備及び計画的利用を行い、一貫した米生産流通過程の合理化を図る。
- ② 麦類:麦の自給力向上と土地利用の高度化に資するため、水田裏作等の基幹作目として麦作を振興し、麦種別需給動向に即した生産を進めるとともに、担い手農家等を中心に期間借地や

農作業の受委託を促進し、生産性の高い大規模麦作団地を育成する。また、米麦作機械化一貫体系による省力栽培を推進するとともに、県オリジナル品種の導入、品質の改善、流通の合理化を図るため米作と一体となった生産流通施設の整備に努める。

- ③ 大豆:大豆の自給力向上と計画的な水田利用に資するため、水田を中心とした需要に応じた 生産振興を図り、野菜、麦等との輪作体系の定着を進める。
 - また、優良品種の普及、播種期の適正化、排水対策、収穫機、選別機等高性能機械の導入等、 安定多収栽培技術の確立に努めるとともに国の交付金制度を活用する等、生産流通の円滑な確 保を図る。
- ④ 果樹:かんきつについては、産地競争力の強化を図るため、園地の基盤整備や集団化を促進するとともに、病害虫防除、かん水を始め栽培管理作業の機械化、組織化に重点を置いて施設整備を行うものとする。また、流通加工施設については、生産量に応じそれぞれ効率的な整備を図る。

また、かき、うめ、キウイフルーツ等の落葉果樹についても生産の安定に努めるとともに、 流通加工施設の整備により、産地体制の強化を図る。

- ⑤ 鶏:本地帯の養鶏は、都市近郊を中心に伸長し、飼養規模の拡大が進んできたが、今後は、需要に見合った計画生産を基本に、高能率生産施設や共同処理施設の積極的な導入を進め、飼養管理や鶏卵出荷体制の合理化等、鳥インフルエンザの予防を考慮した安全で生産性の高い養鶏経営を育成する。また、都市化の進展に伴い、環境問題が発生する経営体については移転等の誘導についても考慮する。このような観点から、共同化によるGP(鶏卵流通)インライン方式の導入や鶏ふんの共同処理施設、自動給餌・集卵等の省力管理機能を備えた施設の整備を進める。
- ⑥ 豚:本地帯の養豚は、飼養規模の拡大が著しく進展したが、そのほとんどが都市近郊に集中している。このため、環境対策を一層推進するとともに、エコフィードの利用による生産コストの低減や経営の合理化を図るなど、効率的で生産性が高く、環境にやさしい養豚経営を育成する。なお、都市化の伸展に伴い、環境問題の発生する経営体については移転等の誘導についても考慮するものとする。このような観点からSPF(特定疾病不在豚)、SEW(早期離乳)方式の導入や自動給餌システム等の新たな生産技術を取り入れた施設整備を促進するとともに、耕畜連携によるたい肥や液肥の利活用を推進する。
- ⑦ 乳牛:本地帯の酪農は、都市近郊水田酪農として急速に伸展した。今後は、経営能力の優れた担い手による飲用向けを基本とした高品質牛乳の生産をより一層推進するとともに、生産性が高く競争力の備わったゆとりある酪農経営を確立する。このような観点からフリーストール・ミルキングパーラー方式、TMR(混合飼料)給与方式等の生産方式を取り入れた施設の整備を推進するとともに、飼料生産の共同化や受託生産組織の育成等を通じて、機械化作業一貫体系の導入による自給飼料基盤の強化を図る。
- ⑧ 肉用牛:本地帯の肉用牛経営は、都市近郊を中心に多頭肥育経営が進展した。今後は、肥育経営から繁殖肥育一貫経営への取組を促進し、優良な肥育素牛の安定確保を図るなど、生産基盤の強化による競争力のある肉用牛経営を確立する。
 - このような観点から、今後は、中山間地域においても樹園地等の耕作放棄地を活用したシバ型草地の整備等日本型放牧技術の普及による繁殖一貫経営農家を育成する。また、新たな施設等の整備に当たっては、間伐材や廃材等の低コスト資材の利用、資材や作業用機械の共同購入等を行い、投資額の縮減に努める。
- ⑨ 野菜:新居浜、西条、今治の各市周辺の施設野菜地帯と四国中央市周辺の露地野菜地帯に区分される。当地域の野菜は、交通輸送条件の整備等に伴い、ますます発展の条件が具備されてくると思われるので、生産から流通にいたる過程を一元的に組織化し得る方向で野菜生産団地の育成を図る。このため土地基盤の整備を進めるとともに、省力化に有効な機械の導入や栽培管理方法の普及並びに共同育苗ほ及びかん水施設等の整備を図る。また出荷面については、その近代化のため共同出荷施設の整備等を行う。
- ⑩ 花き:中規模産地の今治市、周桑地域では、共同育苗施設、集出荷施設及び直販施設を設置し、産地の近代化を図っているが、他の地域は経営の規模が小さく集団化の遅れがみられる。 今後の新型コロナ禍による花きの消費動向の変化に的確に対応し、高品質で安定した生産を図

るため、変化を捉えた販売方法の推進やハウス施設の導入などの施設化を図る。

① 茶:四国中央市及び西条市で集団産地を形成しているが、中山間地域であるため生産性が低く晩霜害を受けやすい。

したがって、基盤整備を行い、栽培管理機等の導入を推進するとともに、防霜施設を整備し、 経営の安定を図る。

イ 中予農業地帯

本地帯の農業生産は、県都松山市の発展の影響を強く受けながらも、都市近郊平坦部では生産性の向上による良質米の主産地形成のほか、資本集約的な中小家畜(鶏)を中心にした畜産及び施設野菜の伸長が期待される。また周辺部の山ろく及び島しょ部では、かんきつを主体に、さらに背後地の山村部では肉用牛、くりの主産地化がそれぞれ促進されることが予想される。

本地帯の重点作目としては、水稲、麦類、大豆、うんしゅうみかん、中晩柑、くり、キウイフルーツ、葉たばこ、花き、鶏、豚、乳牛、肉用牛及び野菜が上げられ、今後における農業技術、生産体制の在り方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

- ① 水稲:東予農業地帯に同じ
- ② 麦類:東予農業地帯に同じ
- ③ 大豆:東予農業地帯に同じ
- ④ 果樹:かんきつについては、産地競争力の強化を図るため、園地の基盤整備や集団化を促進するとともに、病害虫防除、かん水を始め、スマート農業の導入促進や栽培管理作業の機械化・組織化に重点を置いて、これに関連した機械施設の導入を推進する。また、流通加工施設については、生産量に応じた適正で効率的な整備を図る。

また、くり、もも、キウイフルーツ等の落葉果樹についても生産の安定に努めるとともに、 流通加工施設の整備により、産地体制の強化を図る。

- ⑤ 鶏:東予農業地帯に同じ
- ⑥ 豚:本地帯の養豚は、企業型養豚経営を除き、個人養豚は、近年は高齢化・後継者不足等から経営中止の傾向がみられ、経営体の点在化に併せて飼養戸数・頭数も減少するなど、県内シェアが最も低い地帯となっている。しかしながら1戸当たりの規模は比較的大きく、今後は、エコフィードの利用などによる生産コストの低減や経営の合理化を進めるなど生産基盤の強化を図ることが必要となっている。このような観点から、施設等の整備に当たっては東予農業地帯と同じ方針で対応する。
- ⑦ 乳牛:東予農業地帯に同じ。
- ⑧ 肉用牛:本地帯の肉用牛は、都市近郊水田平坦部の飼育形態と中山間地域での飼育経営に大別されるが、いずれも零細経営であるので、今後は生産性を高めるため、省力多頭化を推進する。特に中山間地域においては繁殖雌牛の増頭と繁殖肥育一貫経営への移行による規模拡大を図るほか、林地や野草地等未利用地を共同放牧地として整備し、また、棚田、樹園地等の耕作放棄地を活用したシバ型草地の整備するなど、日本型放牧技術を普及し、自給飼料の確保と飼養管理の省力化を図る。

なお、多頭化による施設の整備・拡大等に当たっては、東予農業地帯と同じ方針で対応する。

- ⑨ 野菜:松山市周辺の施設野菜及び伊予市周辺の露地野菜は、それぞれ東予農業地帯の野菜と同様な発展条件を内包しており、生産団地育成のため、耕地基盤の整備を進めるとともに、スマート農業の導入、省力化に有効な機械の導入や栽培管理方法の普及並びに共同育苗ほ及びかん水施設等の整備を図る。また出荷面においては、その近代化を促進するため集出荷施設等の関連施設の整備を行い、計画出荷・計画生産の体制整備を強化する。
- ⑩ 葉たばこ: 農山村部が主産地を形成しているが、今後も規模の大きいたばこ経営の育成と高 品質で生産性の高い安定産地形成を促進するため、土地基盤の整備、共同利用機械施設等の整 備を図る。
- ① 花き: 東温市の露地切り花、松山市の施設切り花、伊予地域の鉢ものと多種類の花きを生産しているが、全体的に集団化は遅れている。

今後の新型コロナ禍の新しい生活様式に伴う花きの消費動向の変化に的確に対応し、高品質

で安定した生産を図るため、変化を捉えた販売方法の推進やハウス施設の導入などの施設化を図る。

② 茶:久万高原町(面河・美川)が主産地であるが、中山間地域であるため晩霜害を受けやすく、また急傾斜地であるため生産性が低い。

このため基盤整備を進めるとともに、防霜施設等を再編整備し、経営の安定を図る。

ウ 南予農業地帯

本地帯は、東予・中予農業地帯に比べ急傾斜地が多く、しかも畑地の割合が高いこと、第一次産業以外の産業活動が少ないこと等からかなり異なった農業地帯を形成している。

まず瀬戸内海及び宇和海に面する海岸段畑地帯においては、ベルト状にかんきつの一大主産地が形成されているほか、温暖な気候を利用して、エンドウ、露地抑制トマトなど野菜類の産地化も促進されている。次に内陸部においては、基幹の稲作のほか、乳牛、肉用牛、豚がかなりの地域的広がりをもって分布し、それぞれの主産地を形成しているが、野菜、鶏、くり、かき、ぶどう、もも、ゆずなどの作目についても局地的に団地形成がなされつつある。

本地帯における重点作目は、水稲、麦類、大豆、うんしゅうみかん、甘平、不知火、清見、河内晩柑、ポンカン、ブラッドオレンジ等のかんきつ、くり、かき、ぶどう、キウイフルーツ等の 落葉果樹、葉たばこ、豚、乳牛、肉用牛、鶏、野菜があげられ、これら作目の今後における生産 体制及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

- ① 水稲:東予・中予農業地帯に同じ
- ② 麦類:東予・中予農業地帯に同じ
- ③ 大豆:東予・中予農業地帯に同じ
- ④ 果樹:かんきつについては、産地競争力の強化を図るため、園地の基盤整備や集団化を促進するとともに、病害虫防除、かん水を始め、スマート農業の導入促進や栽培管理作業の機械化・組織化に重点を置いて施設整備を行い、高品質果実を計画生産出荷し得る産地体制の確立を図る。また、流通加工施設については、生産量に応じそれぞれ効率的な整備を図る。

また、かき、くり、ぶどう等の落葉果樹についても生産の安定に努めるとともに、流通加工施設の整備により、産地体制の強化を図る。

⑤ 豚:本地帯の養豚は、県内シェアの約5割を占める主産地となっているが、四国縦貫自動車 道の整備等による輸送条件の緩和等により、流通コストの低減が図られるなど、今後とも本県 の養豚生産地として維持・発展することが見込まれる。

このような観点から、県内の優良種豚や優良精液の供給基地として特色ある種豚センターの育成・強化を図るとともに、SPFやSEW、自動給餌システム等の新しい生産技術を取り入れた高能率生産施設の整備、HACCP方式を取り入れた衛生対策の強化等生産システムの合理化と生産段階における畜産物の安全性確保を促進する。また、労働力の相互補完や環境整備を進めるため、先進的畜産団地の形成を図る。

⑥ 乳牛:本地帯の酪農は、特に西予市、大洲市を中心に県内シェアの約6割を占める生産地となっている。このため、今後は、家族経営を基本に、土地条件に恵まれた地域では複数農家の協業化による法人経営など地域の条件や経営実態に応じた多様な経営の展開を推進し、生乳生産の安定を図る。

また、自給飼料の活用、家畜排せつ物の適正な処理と利用のために必要な飼料基盤の確保を基本に、省力的な飼養管理方式の導入による労働時間の短縮、生産・経営管理技術の高度化による乳量・乳質の向上を図り、ゆとりある生産性の高い経営の実現に努める。このような観点から過剰投資にならないよう配慮しつつ、フリーストール・ミルキングパーラー方式、TMR給与方式を取り入れた施設の整備を促進するとともに、酪農ヘルパーやコントラクターの利用拡大を図る。

⑦ 肉用牛:本地帯の肉用牛は、特に西予市、大洲市を中心に県内シェアの約5割を占める主産地となっているが、経営形態は乳用種等の肥育経営が主体となっている。このため、今後は、肥育経営から繁殖肥育一貫経営への取組を促進し、肉専用種を中心とした肉用牛生産の拡大を図ることとする。

特に肉専用種繁殖経営については、大部分が複合経営で飼養規模は零細であることから、今後、専業的な経営の規模拡大に加え、複合経営についても安定的な拡大を図ることを基本とし、公共牧場を活用した優良後継牛の増頭や自給飼料の増産により生産コストの低減に努める。また、地帯内に資源の多い肥育素牛(乳用種・F1)を活用した肥育経営については、飼養規模の拡大、品質・規格の斉一化を高めるため、特色ある肥育団地の育成を図るとともに、施設整備に当たっては、東予・中予農業地帯と同じ方針で対応する。

- ⑧ 鶏:本地帯の採卵養鶏は、東予・中予農業地帯に比べ、一般に立地性において劣るため、生産シェア、飼養規模ともに最も低い状況となっているが、ブロイラーについては県内シェアの約6割を占める主産地となっている。このため、採卵鶏については東予・中予農業地帯と同じ方針で対応するが、ブロイラーについては鳥インフルエンザの予防を考慮しつつ、ウインドレス鶏舎への転換や、自動給餌システム等の新しい生産技術を取り入れた施設整備を促進し、施設の近代化による生産性の向上と飼養管理の省力化を進める。
- ⑨ 野菜:今後は、西南暖地の立地条件、消費の動向を考慮しながら、宇和島市、大洲市及び南・ 北宇和郡地域ではトマトやなす等の果菜類を主体とする施設園芸、宇和島市及び南・北宇和郡 内陸水田地帯では、いちご及びきゅうり、畑地帯(段畑地帯)では促成又は抑制野菜の産地形 成を促進するが、このための施設整備は東予・中予農業地帯と同様とする。
- ⑩ 葉たばこ:大洲・喜多・西予地域を中心とした農山村部が主産地を形成しているが、今後も 規模の大きいたばこ経営の育成と高品質で生産性の高い安定産地形成を促進するため、土地基 盤の整備、共同利用機械施設等の整備を図る。
- ① 花き:大洲・喜多地域を中心として切り花等を生産しているが、全体的に経営規模が小さく 集団化も遅れている。

今後の高品質で安定した生産を図るための施設整備は、東予・中予農業地帯と同様とする。

(3) 広域整備の構想

ア 集出荷施設等の再編・整備

集出荷施設や加工処理施設の効率的な運営と機能強化を図るため、農家の分布状況、生産規模等を考慮した施設の計画的な再編・整備を推進する。また、光センサー選果機による厳選出荷に努めるとともに、そのデータを活用し、消費者ニーズに対応した産地を育成する。

イ 公共育成施設の整備

酪農及び肉用牛経営の規模拡大に資するため、四国カルスト牧場の効率的利用や大小規模の草地開発を促進するととともに、附帯施設の整備等公共育成施設の充実を図り、良好な管理により優良後継牛を集団的に育成する。

ウ 生乳・食肉流通施設の整備

良質で安全な牛乳・乳製品の合理的な価格での供給を確保するため、全国動向との整合性を図りつつ、更なる低コスト生産と稼働率の向上に取り組む。また、畜産物の生産・流通・消費構造の変化に対応した基幹流通施設の集出荷機能の再編整備を推進するとともに、近代的機器等の導入による処理施設の改善など、衛生水準の向上と処理機能の効率化を推進する。

エ 鶏卵・鶏肉処理施設の整備

生産段階から流通段階に至る鶏卵・鶏肉の安全性を確保するため、共同化によるGPインライン方式の整備や既存GPセンターの施設改善等による鶏卵の品質確保に努めるとともに、鶏肉の生産・流通・消費構造の変化に対応した食鳥処理場の再編・整備を図る。また、併せて鶏卵・鶏肉加工施設へのHACCPの導入を推進し、鳥インフルエンザの予防を考慮した衛生管理機能や生産流通体制の強化を図るなど、生産から流通に至る一貫した衛生対策への取組を促進する。

オ 低コスト共同利用施設等の整備

利用組合による施設・機械の共同投資、間伐材・廃材等の資材を利用した施設整備及び廃業農家の施設の改築等による再整備を推進し、生産施設の低コスト化を図る。

カ 家畜排せつ物高度化処理施設の整備

良質なたい肥を効率的に生産するため、送風装置や自動かくはん装置等の高生産能率機能を付設した大規模な家畜排せつ物共同処理施設の設置を推進するとともに、たい肥の生産・流通等に関するデータバンクの整備により、生産たい肥の利用の促進を図る。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項(法第4条第2項第3号ホ)

高度経済成長期以降、農業部門から他産業へと若者の流出が進み、農業従事者が高齢化するなど、若い農業者を始めとする担い手不足が著しく、その結果として、先人のたゆまぬ努力によって築き上げてきた本県の産業や生活の基層をなす、農業・農村の維持発展が難しくなってきている。

このため、本県では、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を1人でも多く確保し、優れた農業経営者として育成し、農業・農村の活性化を図るため、県、市町、農協などの関係団体が一体となって多様な農業者の確保育成のための施設整備を進める。

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

意欲ある青年農業者等を1人でも多く確保育成していくためには、子供の時期から農業への興味を喚起し、就農候補者の底辺を拡大することが重要であり、子供たちが気軽に農業に接することができるよう農業体験交流施設を整備していく必要がある。また、UJIターン者など多様な就農希望者が円滑に就農できるよう農業に関する専門的な営農技術を習得するための実践研修農場等の整備に取り組むとともに、農業後継者育成を目的とした農業大学校や農業高校等において、スマート農業技術や6次化産業、経営・販売戦略等の研修教育環境の充実やそのための施設・設備整備を推進する。

なお、これらの担い手の確保育成を推進していくためには、労働力(人)、農地、機械等の生産 要素を総合的に管理・調整し、有効に活用していく必要があり、市町、農協など関係機関の連携の もと、地域農業マネージメントセンターの設立を促進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

ア農業体験交流施設

ふれあい農園や農林業体験学習等の農業・農村体験施設、気軽に農産物の加工体験を楽しめる 加工体験施設やかんきつ等をテーマにしたアグリパークの整備、更には選果場などの集出荷施設 の一般への公開と直販所としての活用を図るなど、農業を体験し理解を深めるための施設の整備 を進める。

イ 実践農業研修施設

市町段階で就農希望者を研修生として受入れ、実地に生産活動を通して農業に関する専門的な技術や経営管理能力を養い就農へ導くための実践研修農場の整備を進める。

ウ農業大学校

農業大学校において、農業技術の高度化や経営の専門化に対応したスマート農業技術や6次産業化、ブランディング、経営・販売戦略等実践的な先進技術教育が行えるよう研修教育環境の充実やそのための施設・設備等の整備を推進する。

エ 地域農業マネージメントセンター

労働力(人)、農地、機械等の生産要素を総合的に管理・調整し有効に活用するため、市町・ 農協など関係機関の連携のもと、地域の営農計画に基づく農用地の利用調整や多様な担い手の確 保育成等を一体的に行う機能を備えた地域農業マネージメントセンターの設立を促進するとと もに、関連施設の整備を図る。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

意欲ある農業者を1人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、関係機関・団体と緊密な連携を図り、農外からの新規参入者や他産業経験者、企業による農業参入等、幅広く就農を希望する人材の発掘に努め、農業体験や営農のための実務研修等を通して就農・定着に至るまで一貫した支援活動を行う。

また、地域農業を支える認定農業者や集落営農組織、作業受託組織等の育成に努める。

ア 農業体験学習の推進等による学校教育との連携強化

農業体験交流施設の活用等による農業体験学習を推進し、より多くの子供たちに対して農業への興味を喚起し、就農候補者の底辺の拡大と就農意欲の啓発を図るため、学校教育との連携を強化する。

- イ 集落を中心とした地域ぐるみの農業の担い手育成確保活動の推進
 - 集落を単位とした就農希望者の掘り起こしから、実践研修・就農、さらには先進的な地域農業の担い手となるまでの一貫した支援活動を行う。
- ウ 新規就農のための技術、経営、資金等に関する支援活動の強化

新規就農のための技術、経営、資金等に関する支援、各種行政施策の活用助言、就農・定着を促進するための相談活動の実施等、多様な支援活動を行う。

エ 農業大学校や農業高校等における担い手育成

理論と実践を組み合わせたスマート農業技術や6次産業化等実務教育の実施により農業・農村の担い手となる青年農業者の育成を行うとともに、多様な農業の担い手育成を強化するため、農業者を対象とした研修教育に加え、就農を希望する社会人等を対象とした就農準備研修等を行う。

オ 女性農業者の活動支援

基幹的農業従事者の約 40%を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている女性の 農業経営への参画、地域資源を活用した加工や販売等に取り組む女性の起業活動を促進する。

また、地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結等を通じ、仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、JA役員や農業委員など政策・方針決定の場への参画拡大に努める。

カ 高齢農業者の活動支援

基幹的農業従事者の高齢化が進行していることから、高齢農業者がそれぞれ持つ能力を十分発揮し、生産活動や地域活動の場において生涯現役として活躍できるよう、その支援の充実強化を図る。

6 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項(法第4条第2項第3号へ)

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村地域の経済は、農林業及び伝統的技術と地元資源を利用したいわゆる地場産業を核として発展してきた。しかし、これらの地場産業は、小規模な企業が担い手であり、技術進歩への対応の遅れや消費需要の伸び悩みにより、近年生産活動が停滞しており、農業従事者の農外就業機会の場が減少している。また、農家1戸当たりの平均経営耕地面積は、75a(令和元年)と零細である上、耕地利用率も85.6%(令和元年)と年々低下してきており、農家所得も伸び悩んでいる。

このような状況のもとで、本県の活力ある農業・農村の実現を図るため、農業従事者の安定就業の促進を進めるほか、兼業農業者の農地の高度利用についての集落での話合い等を通じて、農用地の流動化と集積・集約化を図り、農業技術及び経営能力に優れ、経営規模が大きく、地域農業発展に先導的役割を果たす中心的経営体等を育成するとともに、併せて地域の定住条件の整備を図る。

さらに、若者が農村にとどまれるような、また、異業種からの参入やUJIターン者を呼びよせるような魅力ある農業、農村の実現を図るため、地域の特性を生かした農業の振興はもとより、地域の豊かな自然や伝統文化等を活用した都市住民との交流による活性化、さらに他産業、とりわけ地域の特性に応じた工業等と連携した共生を基本とする就業の場の確保・充実を図る。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

- (1)の基本的目標を踏まえ、農村地域における就業機会の確保を以下のとおり推進する。
- ア 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく企業の計画的導入、地域農林水産物の加工利用の高度化のための施設の整備、農林漁家民宿、観光農園、地域の食材を利用した農家レストランの開設など地域資源を利用した観光農林漁業の振興、地域特産品加工施設の整備による地場産業の振興等により、地元における安定的な就業の場の創出・確保を図る。
- イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく企業の誘致等に際しては、若者に魅力 のある企業や地域の農産物を活用する食品産業など、様々な企業を地域の実情に応じて導入する とともに、農村のゆとり空間や情報通信機器を活用した新たな勤務形態の導入や就業の場の創出 を図る。
- ウ 女性や高齢者、兼業農業者の農作業を容易にするため、農業生産基盤の整備や農業機械の近代 化、農作業受託組織の育成を進める。なお就業機会の確保のための施設の配置に当たっては、優

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための 施設の整備に関する事項(法第4条第2項第3号ト)

本県の農村部においては、兼業化及び混住化の進行のもとで、住民の職業や生活意識の面で多様化が見られることに加えて、過疎化や農業従事者の高齢化により、農業の担い手不足が進行するなど、農業・農村をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある。

一方、近年における国民経済の成長や都市化の進展に伴い、本県の農家の消費生活水準は年々向上し、その内容も都市生活者に接近しつつあるが、コロナ禍による生活や経済活動への影響が大きく、 生活環境の面で立ち遅れに拍車がかかる実態にある。

このような状況の中で、意欲のある多様な農業者の育成・確保を図るためには、新しい生活様式に 配慮しつつ農村の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、地域全体の連帯感の醸成を図る ことが一層重要となっている。

このため、今後、良好な生活環境を確保するための施設を整備する場合は、既存施設の有効活用を 考慮の上、非農業者の参加を得ながら地域全体の連帯感の醸成はもとより、農業従事者の福祉の向上、 健康増進及び文化的活動の助長を図り、併せて地域における定住条件の整備及び次代の農業を担う新 規就農者の確保や外国人材の円滑な受け入れ等、多様な人材の確保促進にも資するものとなるよう努 めることとする。

以上の基本的な考えに基づき、上記施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、広い住民の参加とこの過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成にも資するよう努めるほか、次によりこれら施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- (1) 計画の対象とする施設は整備の緊急度の高いものとし、利用見込人口等を考慮した適正な規模とし、またこれら施設の配置に当たっては、適正な利用圏を設定するとともに、農道、一般道路等との関連にも十分留意する。
- (2) 都市にはみられない農村地域固有の広い空間や豊かな緑を十分生かしたものとするとともに、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域産物を極力活用するなど画一性を避けた地域の特性を活かしたものとする。
- (3) このほか整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とすることとされているが、併せて農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境が確保されるよう十分配慮するとともに、地域住民のコミュニティ活動に資するものとなるよう配慮する。
- (4) 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により、施設の維持・運営が適正に行われるよう配慮する。特に集会施設については、施設の維持運営に関する協定制度の積極的な活用を図ることとする。
- (5) 女性、高齢者等全ての地域住民にやさしく、使いやすい施設整備を行うものとする。

用語の解説

(1) 五十音順

<mark>あ行 あ行 ファイン ファイン ファイン ファイン カール</mark>	
ウィンドレス鶏舎	窓(ウィンドウ)のない(レス)鶏舎と呼ばれる無窓鶏舎のこと。
エコフィード	食品残さ等を利用して製造された飼料のこと。
か行	
カントリーエレベーター	米や麦の収穫後の乾燥、調製、貯蔵のための共同利用施設のこと。ライスセンター に貯蔵機能を加えたものがカントリーエレベーター。
荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
さ行	
集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
スマート農業	ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用して超省力・高品質生産を可能にする農業。
な行	
農家レストラン	農家(農業、酪農業、漁業を含む)が自家生産したもの、密接に連携する農家が生産したもの、または生産されたものを提供する飲食店、かつその地域で運営される施設。
農業振興地域	相当期間(概ね 10 年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域のこと。
農業振興地域制度	総合的に農業の振興を図るべき地域を定め、その地域の農業上の有効利用と発展のために施策を計画的に推進することを目的とし、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業生産の基盤である農用地等の確保を図るための基本となる制度のこと。
農地中間管理機構	農用地等を貸したいという農家(出し手)から、農用地等の有効利用や農業経営の 効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用 地等の中間的受け皿となる組織。
農地の集積・集約化	農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。 農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
農用地区域	農業振興地域の中で、市町村がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域のこと。(集団的に存在する農用地や土地改良事業等の対象地、農業用施設用地(2ha以上のもの又は10ha以上の集団的農用地又は土地改良事業などの対象地に隣接するもの)などの生産性の高い農地等)。農業以外の目的で使用する場合、農用地区域からの除外(農振除外)が必要。
は行	
人・農地プランの実質化	農業者の年齢や後継者の有無を「見える化」した地図を用いて、地域の農業者が話し合い、将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組。
ブランディング	「ブランド」を形作るための様々な活動を指して使われる言葉。「ブランド」を消費者に認知させ、市場におけるニーズを知り、自社(製品、商品)の強み・ポジションを明確化する活動で、独自の価値を創造し「競合他社との差別化を実現する」経営戦略のこと。
フリーストール牛舎	牛をつながずに自由に歩き回れるスペースを持つ構造の牛舎。 個々に牛が休憩するスペースを区切っている牛舎をフリーストール牛舎と呼ぶ。

ま行	
ミルキング・パーラー	主にフリーストール牛舎の牧場で使用される搾乳専用施設で、機械室、搾乳室、 牛乳処理室、牛の待機室から構成される。一度に複数頭の搾乳を行うため、作業 効率が良く大規模農場で採用されることが多い。
や行	
遊休農地	遊休農地とは農地法で定められた法令用語で、「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」の両方を指す。
ら行	
ライスセンター	米の乾燥と調整のための共同利用施設。
6 次産業化	農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(2) アルファベット順

Α	
Al	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。
G	
GAP	Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
GLOBAL G.A.P.	ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証の GAP (国際水準 GAP のこと)。青果物及び水産養殖に関して GFSI 承認を受けており、主に欧州で普及。*GFSI とは Global Food Safety Initiative の略で、世界食品安全イニシアティブのこと。グローバルに展開する食品事業者が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け様々な取組を行う機関。平成 12 (2000) 年 5 月に、The Consumer Goods Forum (CGF:世界 70 か国、約 400 社のメーカー、小売事業者、サービス・プロバイダーによる国際的な組織。)の下部組織として発足。
GP インライン方式	採卵から出荷までを同日中に行う、新鮮でおいしい卵を食卓へ届けるための鶏舎から直結した搬送コンベアで GP センターに卵を搬送する方式のこと。
GP センター	「グレーディング・アンド・パッキングセンター」の略称で、鶏卵の格付け(選別)包装施設のこと。GPセンターでは、卵を洗卵(洗って乾かす)、選別(品質検査とサイズ分け)、包装(パックに入れる)が行われる。 ※鶏卵の格付けとは、規格取引上の卵を区分(SS,S,MS,M,L,LL)に分別すること。
Н	
HACCP	食品の製造・出荷段階の工程上のリスクを予測・分析し、被害を未然に防ぐ方法。 EU 等の海外へ農産物を輸出するために必要。
1	
ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。
loT	Internet of Things の略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。

S	
SDGs	平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。 飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。 法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。 国では、平成28(2016)年5月に、SDGsの実施のために閣議決定で「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。同年12月にSDGs実施のための我が国のビジョンや優先課題等を掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を、平成29(2017)年12月には国のSDGsモデルの発信に向けた方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」を同本部で決定。SDGsはSustainable Development Goalsの略。
SEW	分離早期離乳(Segrigated Eary Weaningの略称)のこと。養豚農場における豚病の感染サイクルを遮断する手段として1980年代末期にアメリカで開発された生産システム。
Т	
TMR	混合飼料(Total Mixed Rations の略称)のこと。乳牛の養分要求量に合わせて 牧草・サイレージの粗飼料、トウモロコシや大豆等の濃厚飼料、ミネラル、添加 物等をずべて混合したエサ。
U	
UJIターン	いったん大都市圏に流出した地方出身者が出身地へ帰住する U ターン、地方出身者が出身地まで戻らず、近くの中核都市等で職を得て安住する J ターン、都市圏出身者が地方に職を得て定住する I ターンの総称。